

IV 計画の推進

1 参加と協働による計画の推進

住み慣れた地域で安全で安心して暮らせる地域福祉社会を形成するため、行政をはじめ、地域住民、地域活動団体、ボランティアやNPO、福祉サービス事業者などがそれぞれの役割を担い、協力し、協働する地域の仕組みを構築することによって、本計画の推進を図ります。

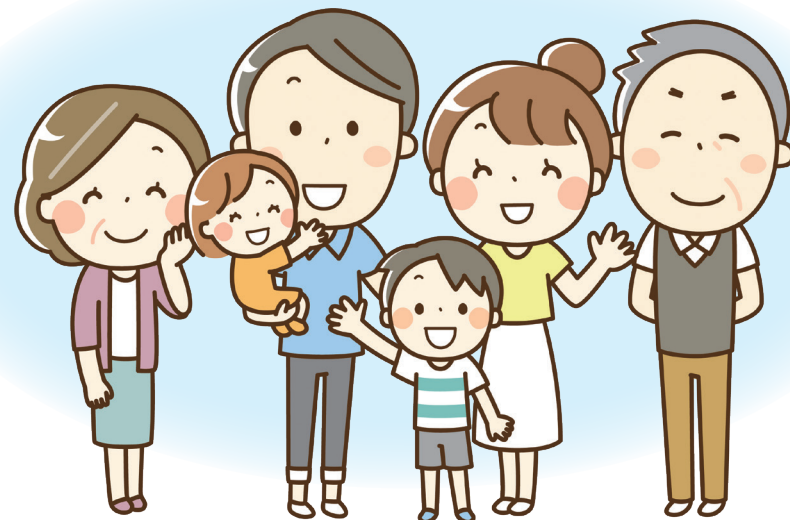
また、総合計画との整合を図りながら、各分野の計画策定にあたって、地域福祉の視点から積極的に関与し、個別計画との連携を図ると共に、全庁的な連携体制の整備のもと本計画の推進を図ります。

2 社会福祉協議会との連携

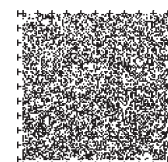
社会福祉協議会は平成26年の社会福祉法の改正により、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として明確に位置付けられています。本計画の実効性を図るためにも、社会福祉協議会と連携すると共に、社会福祉事業者、関係機関などとのネットワークを確立し本計画の推進を図ります。

3 進捗管理方法

計画の適切な進捗管理を進めるために、各所管課において具体的な取り組みの進捗状況について点検、評価を行い、各種施策の推進や新たな課題への対応などに向けて検討していきます。



瑞浪市 健康福祉部 社会福祉課
〒509-6195 岐阜県瑞浪市上平町1-1
TEL : 0572-68-2111
E-MAIL : fukushi@city.mizunami.lg.jp



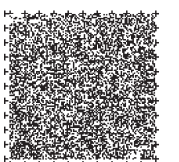
音声コード

瑞浪市 地域福祉計画

概要版



下のマークは音声コード「Uni-Voice」です。専用読み取り装置やスマホアプリなどで読み取ると、内容を音声で聞くことができます。



音声コードUni-Voice

令和7年3月
瑞浪市

I 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨・背景

近年の人口減少や少子高齢化により、核家族化、高齢者を中心とした単身世帯数の増加など世帯構成の変化や生活スタイルの多様化が進んでいます。

また、長期にわたる新型コロナウイルス感染症の影響により、人と人との接触機会が減少したことで、人間関係の希薄化も進み、「孤独・孤立」の問題がより顕在化しています。

その結果、「8050問題」や「ダブルケア」、「ヤングケアラー」といった課題が複雑化・複合化し、従来の公的な福祉サービスだけでは対応が困難なケースも多くみられるようになりました。

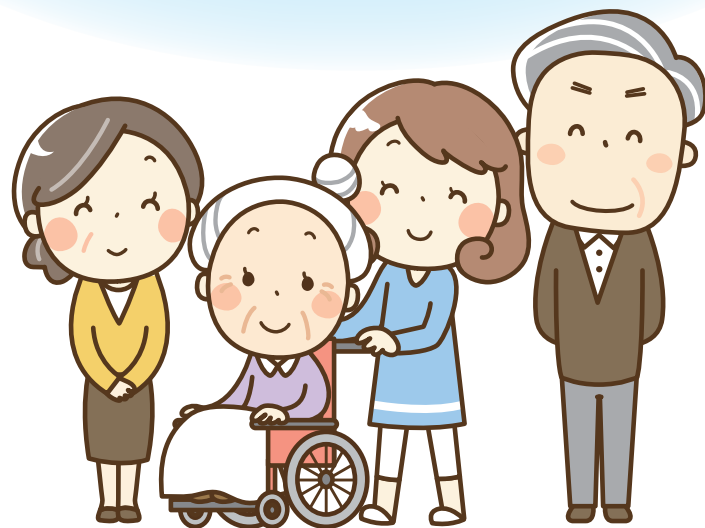
国の動向をみると、個人と地域の人間関係の希薄化、孤独・孤立の問題や、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、さらなる地域共生社会の実現に向けた包括的支援を目指す必要があるとして、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和4年4月1日施行）が制定され、重層的支援体制整備事業が進められています。

「地域共生社会」とは

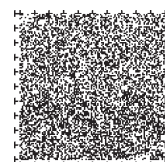
制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共につくっていく社会

「重層的支援体制整備事業」とは

一つの支援機関だけでは解決に導くことが困難な複雑、複合的な課題を持つ人（家族）をサポートするための体制をつくる事業



1



音声コード

2 計画の法的根拠

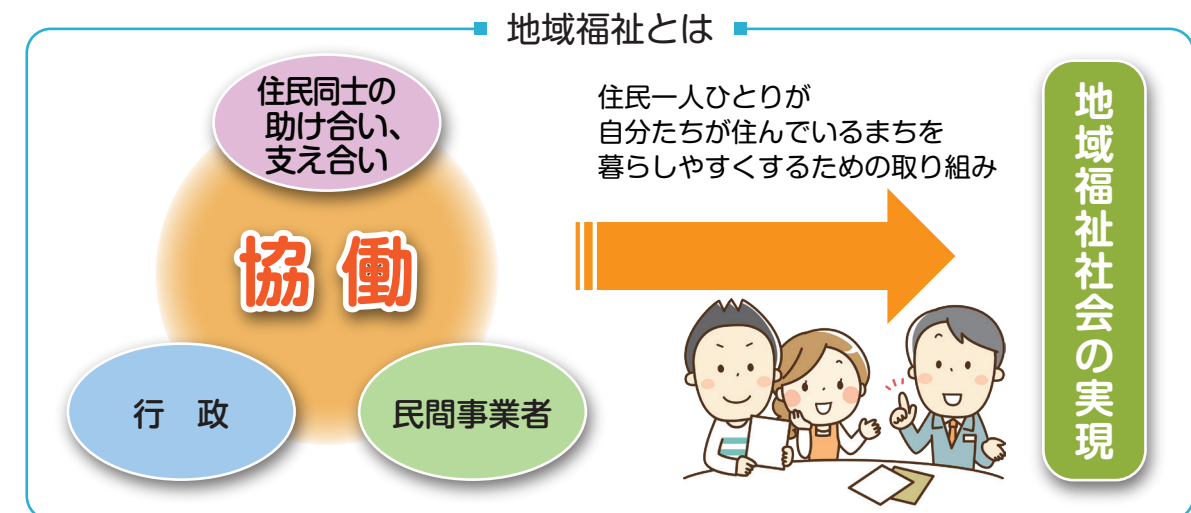
瑞浪市地域福祉計画は、社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」であり、市の将来を見据えた地域福祉のあり方や地域福祉推進のための基本的な施策の方向性を定めるものです。

なお、自殺対策基本法、成年後見制度の利用の促進に関する法律を踏まえた計画とします。

3 地域福祉とは

近年における「個人と地域との絆」の希薄化や、一人暮らしの高齢者や障がい者など支援を必要とする市民の増加、さらには、子どもや高齢者への虐待、自殺や引きこもり、孤独死などといった地域課題や新たな社会問題を解決したり、日常生活における自立を支援したりするには、行政による福祉サービスだけでは対応が困難なことも多くあります。

安心して子育てできる環境、高齢者や障がい者がいきいきと生活できる環境を整え、快適な生活ができる社会の実現に向け、制度によるサービスを利用するだけでなく、地域での人と人とのつながりを大切にし、お互いに助け合うことができる関係をつくり、地域住民同士の支え合いによる支援と公的な福祉サービスの充実を両輪としながら、自分たちが住んでいるまちを暮らしやすくするために取り組んでいくことが地域福祉です。



4 計画期間

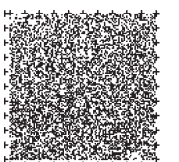
本計画は、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とします。

なお、国、県などの動向を踏まえ、社会・経済情勢の変化に対応するため、必要に応じて見直しを行うものとします。

地域福祉とは

年度	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11
計画	第4期瑞浪市地域福祉計画 第4期瑞浪市地域福祉活動計画									
						第5期瑞浪市地域福祉計画 第5期瑞浪市地域福祉活動計画				

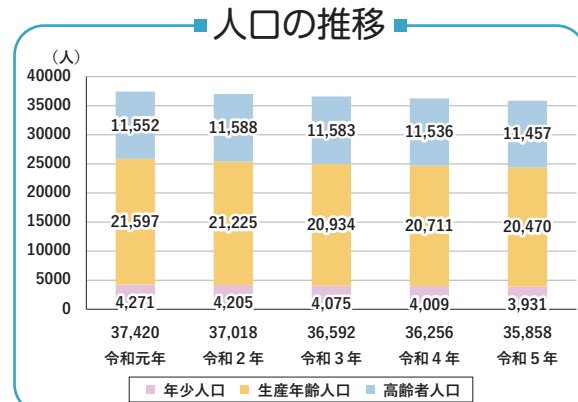
2



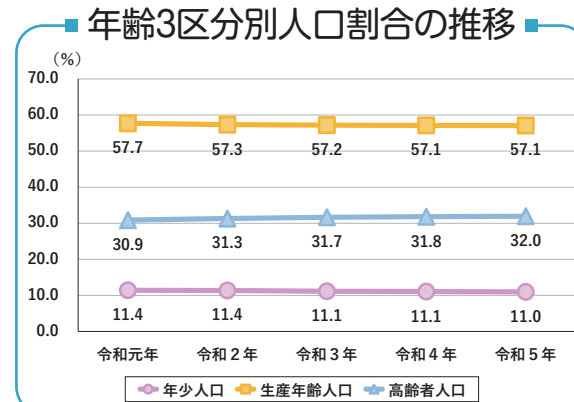
音声コード

Ⅱ 市の現状

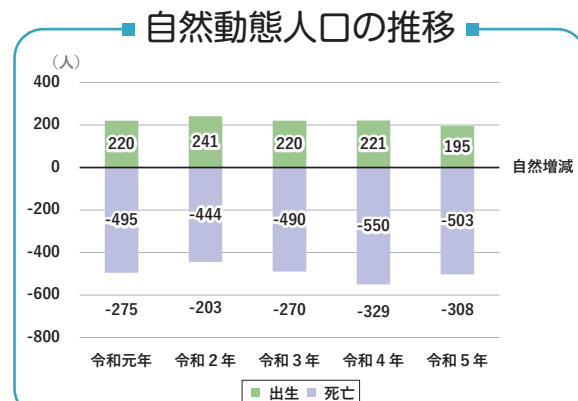
1 人口の状況



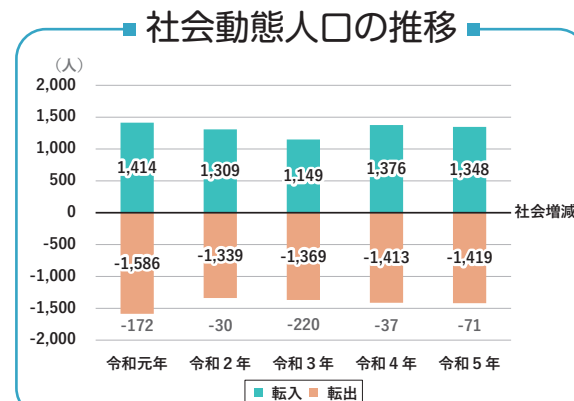
各年10月1日時点 資料：瑞浪市統計書



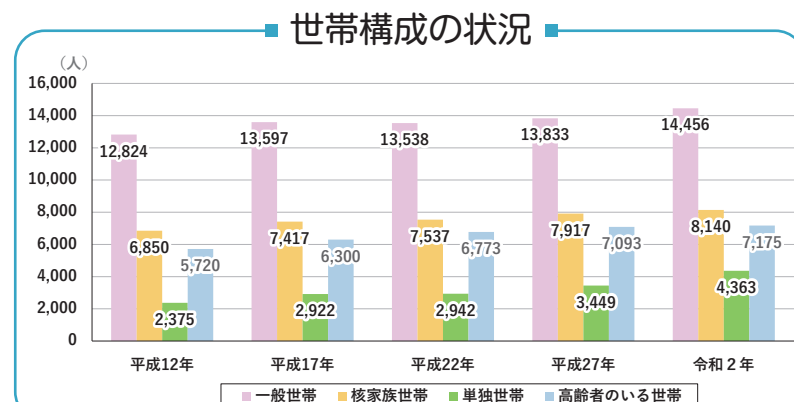
各年10月1日時点 資料：瑞浪市統計書



各年12月末時点 資料：瑞浪市統計書



各年12月末時点 資料：瑞浪市統計書



各年10月1日時点 資料：国勢調査

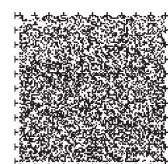


■ 平均世帯人員の状況 ■

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
平均世帯人員	2.44	2.40	2.37	2.33	2.30

各年10月1日時点

資料：瑞浪市統計書



音声コード

3

Ⅲ 計画の基本的な考え方

1 計画の基本的視点

第5期地域福祉計画の基本的な視点としては、次に掲げる6つの原則に基づき策定します。

(1) 地域の個性尊重の視点

普段暮らしている身近な地域での福祉を重視すること。

(2) 利用者主体の視点

福祉サービス利用者の選択の自由が確保されること。
認知症高齢者や障がい者をはじめとした社会的弱者の権利が擁護されること。

(3) ネットワーク化の視点

福祉と保健と医療の連携や、多様なサービス提供者間のネットワーク化により、福祉サービスが地域社会の中で、効果的かつ効率的に提供されること。

(4) 公民協働の視点

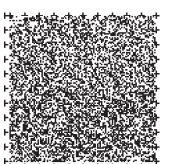
地域住民、事業者、NPO、行政、社会福祉協議会が役割分担を踏まえながら、協働して地域福祉の実現にあたること。

(5) 住民参加の視点

地域福祉の実現にあたっては、地域住民主体での取り組みを尊重し、さまざまな支援を図ること。

(6) 地域共生社会実現の視点

社会構造の変化や人々の暮らしの変化、複雑化・複合化した生活課題、制度の狭間のニーズや孤独・孤立問題を踏まえ、制度や分野ごとの『縦割り』ではなく、誰もが支え、支えられる福祉の環境構築に向け、住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながること、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共につくっていくこと。



音声コード

4

2 施策体系

-基本理念- 共に創る ふれあい 支え合いのまちづくり



基本目標 1

市民の地域福祉活動への積極的な参加を図ろう～みんなで地域活動へ参加しよう！～

基本方針	施策の方向性
(1) 福祉に対する市民の意識づくり	① 地域福祉に関する積極的な情報提供
	② イベント等を通じた地域福祉に関する普及・啓発の推進
	③ 地域福祉に関する意見交換会等の場づくり・仕組みづくり
	④ 次世代への働きかけ（福祉教育の充実、体験学習）
	⑤ あいさつ運動、見守り・声かけ運動の推進
	⑥ 男女がともに参画できる地域活動などの推進
(2) 地域における交流や生きがいづくりの推進	① 世代間交流の推進
	② 高齢者・障がい者の社会参画への支援
	③ 生涯学習の推進
	④ 地域での子育て支援の充実
	⑤ 地域の外国人への支援
(3) 地域にある資源の活用（交流の場づくり、地域の拠点の整備）	① 地域の拠点づくり
	② 子どもの居場所づくり
(4) ボランティア・市民活動団体の活動の推進	① ボランティア活動などに対する情報提供の充実
	② ボランティア活動などに参加しやすい仕組みづくりの検討
	③ ボランティアセンター機能の充実
	④ 子どものボランティア活動などへの参加推進

基本目標 2

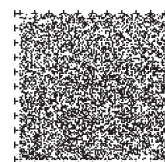
地域での助け合い、支え合いの仕組みをつくろう～みんなで支え合い、助け合おう！～

基本方針	施策の方向性
(1) 地域における活動組織のネットワークづくり	① 情報交換・活動交流のためのネットワークづくりの推進
	② 地域福祉団体の相互連携の支援
	③ 社会資源のネットワークづくりへの働きかけ
(2) ボランティア・市民活動団体の活動の推進	① 社会福祉協議会への支援
	② 地域の福祉を支える団体などへの支援
	③ 地域組織やボランティア団体などへの支援
	④ 自治会活動などへの支援
(3) 地域にある資源の活用（交流の場づくり、地域の拠点の整備）	① ボランティア・シルバーボランティアの育成・支援
	② 専門分野の人材確保・人材育成

基本目標 3

地域で安心して暮らせるためのまちづくりを進めよう～みんなが身近な地域で安心して暮らせるようにしよう！～

基本方針	施策の方向性
(1) 包括的・分野横断的な相談・支援体制の充実	① ライフステージに応じた切れ目のない相談体制の充実
	② 制度の狭間の問題、制度の縦割りを越えた対応の充実
	③ 生活困窮者対策の推進
	④ 就労支援の充実
	⑤ 犯罪をした人等への社会復帰の充実
	⑥ 健康・医療・福祉の相談機関のネットワークづくり
	⑦ 同じ立場の人による相談体制づくり（ピアカウンセリングなど）
(2) 情報提供の充実	① 多様な情報の提供
	② ITを活用した情報の共有化の推進
	③ 地域の隅々まで福祉情報が流れる仕組みづくり
(3) 権利擁護の推進	① 日常生活自立支援事業の推進
	② 虐待防止の推進
	③ 福祉サービス全般に関する苦情解決の推進
(4) 生活環境の整備	① 公共施設等のバリアフリー・ユニバーサルデザイン化
	② 住宅環境の整備
	③ 外出支援の充実
(5) 防災・防犯などに備えた体制の整備	① 緊急時、災害時に対する支援体制の充実
	② 防犯対策の推進

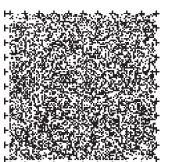


音声コード

5



6



音声コード